

第5節

みんなで共に学び共に楽しみ紡ぎ合うまち

未来を担う子どもたちの教育の充実

【現状と課題】

学校教育において、課題への対応力、コミュニケーション（伝達）能力、社会性・集団性の養成など豊かな人間性と国際感覚・情報化など、時代に即した知識や技術を有する児童・生徒を育成していくことが必要です。

保育所・幼稚園・小学校・中学校の相互連携を深め、心豊かでたくましく生きる力を備えた子どもたちを育てる教育プログラムの展開が必要です。

一人ひとりを大切にす特別支援教育の推進が重要です。

学校が家庭、地域との連携を深め、一体となって児童・生徒の安心安全を確保するとともに健全な心身を育む必要があります。

高齢者の豊富な知識・経験を活かした体験学習や、地場産業や地域文化を学ぶ学習を取り入れるなど、児童・生徒に郷土愛と地域の一員として自覚を育む必要があります。

不登校児童・生徒が社会的に自立できるようにするため、児童・生徒のみならず、その保護者等との信頼関係を構築するとともに、支援のニーズを的確に把握し、個々の児童・生徒の要因に応じた効果的な支援を行う必要があります。

【施策の体系】

【計画の具体的な目標と内容】

1 教育内容の充実

[主な担当課：学校教育課]

(1) 確かな学力の充実

学習・生活目標を掲げ、児童生徒の意識を高め確かな学力向上を図ります。

(2) 体験学習、地域学習の充実

地元の方の豊富な知識や経験を活かした体験学習や、地場産業・地域文化を学ぶ地域学習を地元高校や大学等と連携して推進します。

(3) 体力向上の推進

地域の特性を重視した食育の推進と、子供たちの心身の健康と体力を育む教育の充実に推進します。

(4) 情報教育の充実

情報教育推進のための環境整備を推進し、ICT利活用における教職員の資質の向上を図ります。

(5) 英語力の向上とグローバルな人材の育成

国際理解を深める教育を推進し、コミュニケーション能力の向上を図って国際化社会に対応できる児童生徒の育成に努めます。

(6) 職員の資質の向上

教育研究会活動や各種研修を、佐賀大学を始めとした教育研究機関等と連携して充実させ、互いに切磋琢磨しながら教師力の向上に努めます。

2 学びの連続性の重視

[主な担当課：学校教育課]

(1) 幼保小連携の充実

小学校教育と保育幼稚園等の教育が円滑に繋がるよう、情報交換や授業参観を積極的に行います。

(2) 小中連携の充実

小中学校間での教職員の連携や共同での研究活動により、義務教育9年間を一つの繋がりと捉えた、教育の連続性を重視し連携を深めます。また、体験入学の実施などによ

り、小学校から中学校への進学における、いわゆる中1ギャップの解消を目指します。

3 心の教育と命の教育の推進

[主な担当課：学校教育課]

(1) 体験学習の推進

ふれあい体験を通して、命の尊さや生命の素晴らしさを実感する命の教育を推進します。

(2) 道徳教育の確立・充実

新しい教科となる道徳の授業を確立し、子供たちの道徳的実践力を養います。

4 特別支援教育の充実

[主な担当課：学校教育課]

(1) 特別支援教育の充実

特別支援教育体制の充実と、教職員全体の理解と資質の向上を図ります。個人に応じた適正な就学支援を行います。

5 教育環境の整備

[主な担当課：学校教育課]

(1) 学校施設・設備の計画的な整備

長期的、計画的な学校施設や設備の更新を図っていきます。

(2) P T A や地域との連携による学校施設通学路などの安全点検

P T A や地域の各種団体との連携による、学校施設や通学路などの安全点検を計画的に実施して改善してゆきます。

(3) コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の推進

未来を担う子供たちの豊かな感性の成長を図るために、地域やP T A、地元教育研究機関等と地域ぐるみで取り組む、コミュニティスクールの推進を行います。

6 家庭との連携

[主な担当課：学校教育課]

(1) 家庭教育の推進のための工夫

家庭における基本的な生活習慣を身につけるよう学校と家庭との連携を深めます。

7 地域における学習の場の創出

[主な担当課：生涯学習課]

子どもたちの心身の育成を図るために、学校や地域、家庭と協力し、地域における学習の場を提供するための体制づくりを進めます。

(1) 放課後子ども総合プランの確立・充実

子どもたちに、地域の中で様々な経験を通じた学習の場を提供するために、学校や地域、家庭と協力し、地域の人たちとのコミュニティを形成できる体制づくりを進めます。

8 不登校児童生徒対策

[主な担当課 : 学校教育課]

(1) 不登校傾向児童生徒への総合支援

小中学校にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置するとともに、支援する関係者の連携を強化し、不登校傾向の児童生徒への関わりあいを深めます。

(2) 居場所づくり支援強化

不登校傾向の児童生徒を支援し、学習の場所を確保して環境の充実に努めます。

学校内での居場所づくり

適応指導教室の設置

【主な成果の目標指標】

| 項目 | 単位 | 平成28年度 (実績) | 平成34年度 (目標) | 平成39年度 (目標) |
|----------------|----|----------------|----------------|----------------|
| コミュニティスクール実践校 | 校 | 0 | 2 | 全校 |
| 地元大学等との連携事業の取組 | 件 | 0 | 2 | 4 |

【協働による推進体制】

住民の役割

- ・家庭における基本的な生活習慣、しつけを身につけさせます。

地域・団体・企業の役割

- ・子どもの健全育成を支援します。

- ・体験学習、地域学習の推進を支援します。
- ・子どもの安全確保、犯罪防止に努めます。

行政の役割

- ・子どもたちの教育の充実に努めます。
- ・子育て支援機能の充実に努めます。
- ・学力向上、学習の基礎、基本の徹底など、各種教育内容の充実に努めます。
- ・心と命の教育を推進します。
- ・学校、保育所など、地域が一体となって連携し、子育てを推進します。
- ・特別支援教育を充実します。
- ・教育環境を整備します。
- ・不登校児童生徒への支援を強化します。

輝いた人生を送る文化・スポーツの推進

【現状と課題】

少子高齢化、高度情報化、国際化へと社会が目まぐるしく変化する中で、生涯にわたって豊かに生きていくために、生涯学習・スポーツの必要性が大きく注目されており、特色ある学習プログラムの構築と更なる情報発信が必要です。

一人ひとりの学習意欲の高まりや交流を深めることは、町全体の魅力づくりにも繋がることから、より多くの住民が参加できる学習機会の拡充を図ることが重要です。

自発的な町民によるまちづくりへの参画につなげるため、地区公民館等と連携した交流の場の創出が必要です。

少子高齢化社会に対応した、生涯学習施設やスポーツ施設、文化施設などの拠点整備、機能充実が必要です。

町内各地に伝えられてきた民俗行事や伝統芸能など、地域独自の伝統文化を後世に受け継いでいくことが大切です。

【施策の体系】

【計画の具体的な目標と内容】

1 生涯学習・生涯スポーツの推進体制と充実

[主な担当課：生涯学習課]

だれもが、いつでも、どこでも生涯にわたって学習できる充実した生涯学習・生涯スポーツのまちを実現するために、総合的な推進体制を確立し、広く情報発信できる体制の充実を図ります。

(1) 人材登録制度の充実

地域の様々な知識・技術を持った人材を生涯学習及び生涯スポーツのプログラムに活用していくための登録制度を充実させ、学習者のニーズに簡単、迅速、そして的確に情報を提供できるようなシステム化を図ります。

(2) 各種団体との連携

体育協会や文化協会、各種団体の活発な活動を支援し、組織の充実を図ります。

(3) 情報発信の充実

多様な情報ツールを利用し、生涯学習・生涯スポーツの情報発信を充実させ、町民の参加を促します。

2 特色ある多様な学習プログラムの策定

[主な担当課：生涯学習課]

有田町の地域特性を生かした特色ある多様なプログラムの整備と提供を行います。

(1) 住民ニーズの把握

住民の学習ニーズに応えるため町で開催する講座やスポーツイベントなどの機会を利用してアンケート調査を実施し、意見要望について把握します。

(2) 独自プログラムの企画立案

国際化や環境学習など社会環境に即応した学習プログラムや焼き物、農業などの地域特性に関する学習プログラム、高等教育機関との連携による専門的かつ高度な学習プログラム、それぞれの年齢に対応した学習プログラムなどを企画立案します。

(3) 各種スポーツ教室等の開催

総合型地域スポーツクラブの育成や各種スポーツ教室などの充実を図り、スポー

ツ・レクリエーションを通じた健康づくり、生きがいづくりを推進します。

3 関係機関・関係施設との連携

[主な担当課：生涯学習課]

住民の学習団体やサークルとの関係を強化し、住民主体の学習活動の活発化を図ります。また、大学などの高等教育機関との連携によるプログラムの充実を図り、施設運営においての住民と行政の協力体制を強化します。

(1) 学習団体やサークル（同好会） 高等教育機関・社会教育関係団体との連携

日頃活動を行っている学習団体やサークルと行政が連携して、より多くの住民が参加できる機会の拡充を図ります。また、高等教育機関・社会教育関係団体との連携により、専門的な知識や高度な学習プログラムの提供を行います。

(2) 地区公民館など地区施設との連携

各地区の公民館などを積極的に利活用して学習の場の確保を図ります。また、その地区での世代を超えた交流の場の確保も図ります。

4 施設整備の充実・有効活用

[主な担当課：生涯学習課]

生涯学習施設や生涯スポーツ施設、文化施設などの拠点施設の設備充実、機能強化を図ります。

(1) 図書館機能の充実

図書システムの有効な活用により、利用者からの予約・リクエストに応えるとともに、東西図書館が1つの図書館として機能するよう図書の選択、蔵書、サービスを調整し利便性を高めていきます。

(2) 体育施設等の有効活用・充実

国民体育大会の開催を見据えたうえで、体育館、運動施設の改修・修繕・統廃合を含めた計画を策定し、計画的に充実を図ります。

(3) 歴史と文化の森公園の有効活用

炎の博記念堂をより多くの町民が参画し、文化の伝承、育成の場として活動できるよう指定管理者などと連携して体制づくりを進めます。また、施設の修繕・更新等を行い長寿命化を図っていきます。

5 文化のまちづくりのための方策

[主な担当課：生涯学習課]

有田町に残る伝統文化や地域文化の保護と将来の世代への伝承に向けて取り組めます。

(1) 伝統文化・地域文化の継承・活用

浮立、逃げ餅、七福神、蛇踊り、車おろしや十八夜など、各地区・各地域の独自の民俗行事や伝統芸能などを継承及び活用するため、各種団体との連携により、後継者の育成強化を図ります。

【主な成果の目標指標】

| 項目 | 単位 | 平成28年度 (実績) | 平成34年度 (目標) | 平成39年度 (目標) |
|----------------|----|----------------|----------------|----------------|
| 貸出図書数 | 千冊 | 92 | 93 | 94 |
| 講座受講者数 | 人 | 684 | 700 | 720 |
| 各種サークルなどへの参加人数 | 人 | 740 | 760 | 780 |

【協働による推進体制】

住民の役割

- ・生涯学習への学習意欲を高め、学習成果を積極的にまちづくりに活かします。
- ・伝統文化や地域文化の保護に努めます。

地域・団体・企業の役割

- ・連携・協力して多くの町民が参加できるための専門的な知識や、高度な学習プログラムの提供を行います。
- ・協力して地域のコミュニティの場の整備に取り組めます。

行政の役割

- ・特色のある多様な学習プログラムの整備と情報発信の充実に努め、多くの町民が参加できるよう取り組めます。

- ・地区公民館などの関係施設と連携し、交流の場、学習の場の確保を図ります。
- ・拠点施設の設備の充実、機能強化を図ります。

文化財や伝統的建造物群の保護と活用

【現状と課題】

有田町内には、国、県、町指定の史跡をはじめ、多くの古窯跡や建造物が残っており、これら各種文化遺産の保存が重要です。位置付けを明確にし、それらを有機的に連携して相乗的な付加価値の創出が必要です。

文化財の開発等による喪失や盗掘等による破壊が懸念されています。これらを防止するよう、監視体制の充実が必要です。

重要伝統的建造物群では空き家の増加、住民の高齢化による維持、管理の難しさなどが深刻な問題となっています。これらを文化財としての保護に止まらず観光資源として活用し、伝統的建造物群保存地区を中心とした地域の活性化の促進を図る必要があります。

有田町に所在する文化財の歴史的価値の認識を高めるよう、町民はもとより広く周知を図る必要があります。

【施策の体系】

【計画の具体的な目標と内容】

1 文化遺産の調査と研究

[主な担当課：文化財課]

文化財をはじめ、各種の文化遺産に関して、さまざまな角度から調査・研究を行います。

(1) 文化遺産の保護のための調査・研究

町内に所在する、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群をはじめ文化遺産に関して、保護のための調査・研究を行います。

(2) 文化遺産の保護のための地域との協働に関する調査・研究

各種文化遺産を保護・継承するため、地域や教育機関と行政が協働して調査・研究を行います。

2 文化財の保護・活用

[主な担当課：文化財課]

文化財を後世に残し伝え、活用に努めます。特に、観光との連携に欠かせない伝統的建造物群保存地区の保存・活用を積極的に推進します。

(1) 古窯跡などの保護・活用

有田の窯業を象徴する古窯跡や各種遺跡を保護し、学習や観光などに寄与するため、各種の整備を行うと共に、活用を図ります。

(2) 文化財監視体制の充実

古窯跡の盗掘をはじめ、貴重な文化財の損壊を防止するため、文化財監視体制の充実を図ります。

(3) 景観形成地区の保護・活用

各種の文化遺産は、それが形成された文化的景観により結び付き、一体として有田らしさを醸し出す源泉となっています。この価値の高い文化的景観を保護し後世に継承していくための啓発活動や、より景観の価値を高めるための電線地中化を促進し、住民の郷土意識の高揚を図るとともに、観光資源などとしても効果的に活用することを目指します。

(4) 資料館・美術館・有田異人館等の有効活用・充実

歴史民俗資料館東館・西館、有田焼参考館、有田陶磁美術館、有田異人館などの展示施設に関して、それぞれの特色を活かしつつ、地域の文化遺産の保護・活用を進め、有田町の貴重な歴史の情報発信を行います。

(5) 文化財普及活動の充実

町内外の人々に歴史的・文化的資産の価値を再認識してもらえよう、積極的に情報発信や啓発事業の充実を図ります。

【主な成果の目標指標】

| 項目 | 単位 | 平成28年度 (実績) | 平成34年度 (目標) | 平成39年度 (目標) |
|-------------------|----|----------------|----------------|----------------|
| 伝統的建造物群 の修理・修景 | 件 | 114 | 128 | 140 |

【協働による推進体制】

住民の役割

- ・文化財を大切にし、保護・伝承活動に参加します。

地域・団体・企業の役割

- ・地域の文化財に興味を持ち、保護・活用に協力します。

行政の役割

- ・文化財の保護・活用を推進します。
- ・文化財に関する情報発信や啓発活動の充実を図ります。